

山口県報

令和6年
5月17日
(金曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 土地改良区定款変更の認可 (農村整備課) 三
- 公告
土地改良区の役員届出 (農村整備課) 三
- 一般競争入札の実施 (技術管理課) 三
- 企業管理規程
山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程 五



山口県告示第百五十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、令和六年五月十七日から同年六月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び柳井市市民部市民生活課において公衆の縦覧に供する。

令和六年五月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日鉄ドラム株式会社
住 所 東京都江東区亀戸一丁目五番七号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日鉄ドラム株式会社柳井工場
所在地 柳井市南浜三丁目一番二号
- 三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設及び同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	項目		構造	使用の方法		
	変更前	変更後		使用開始年月日	使用時間	季節的変動の概要
六三ーホ	変更前	七二〇	(既設)	連続	八時間	変動なし
	変更後	〃				
六五	変更前	〃	(既設)	〃	八時間	〃
	変更後	〃				

備考 「六三ーホ」及び「六五」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設及び同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	項目		排水水の汚染状態の値		排水水の一日当たりの量 (m ³)
	変更後	変更前	最大	通常	
	〃	七	最大	通常	大
	〃	八、六	最大	通常	〃
	〃	一四	最大	通常	〃
	〃	一四	最大	通常	〃
	〃	八	最大	通常	〃
	〃	八	最大	通常	〃
	〃	二	最大	通常	〃
	〃	一三三	最大	通常	〃
	〃	一三三	最大	通常	〃
	〃	一・八	最大	通常	〃
	〃	一・八	最大	通常	〃
	〃		最大	通常	〃
	〃	二二三	最大	通常	二二三
	〃		最大	通常	二二三
	〃		最大	通常	三五〇

山口県告示第百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和六年五月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

土地改良区の名称 認可年月日
千田郷土地改良区 令和六、五、七



(九三) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

令和六年五月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

就任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏名 住所
千田郷土地改良区 理事 高谷 恭子 周南市大字安田二二八八

(九四) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和六年五月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 入札に付する事項
 - (一) 次に掲げる業務の委託
 - (二) 業務の名称及び数量
 - (三) 土木施設データ活用システム開発業務 一式
 - (四) 業務の内容
 - (五) 入札説明書及び仕様書による。
 - (六) 履行期間
 - (七) 契約締結の日の翌日から令和七年三月三十一日までの間
 - (八) 履行場所
 - (九) 山口市滝町一番一号 山口県土木建築部技術管理課
- 二 入札参加資格
 - (一) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (二) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (三) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (四) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並

びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第百七十九号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（令和六年山口県告示第三十六号）に基づく資格審査において、システムの設計及び開発について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 令和六年五月十七日から同年六月二十八日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部技術管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

令和六年五月十七日午前九時から同月三十一日午後五時まで、山口県土木建築部技術管理課のホームページの「土木施設データ活用システム開発業務一般競争入札の実施」に掲載することにより行う。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県土木建築部技術管理課

(三) 受領期限

令和六年六月二十七日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和六年六月二十八日午前十時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部入札室

(二) 日時

令和六年六月二十八日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和六年六月十日午後五時までに山口県会計管理局会計課（電話〇八三一九三三三三九一五）に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県土木建築部技術管理課（電話〇八三一九三三三三六四〇）に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required: System development to utilize data of civil engineering facilities (as shown in the specification)

(3) Performance period: From the day after the date of the contract until March 31, 2025

(4) Place of performance: Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government

(5) Division in charge of the procurement and Contact point for the notice: Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Taki-machi Yamaguchi City (Tel. 083-933-3640)

(6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M. June 27, 2024

(If brought in person: 10:00 A.M. June 28, 2024)



山口県企業管理規程第六号

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和六年五月十七日

山口県公営企業管理者 弘田隆彦

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局財務規程（昭和四十年山口県企業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第十八号中「私人」を「法第三十三条の二において準用する地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）」に改める。

第四十六条第一項ただし書を削る。

第五十三条第二項第三号及び第七十条中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第七十二条中「令第二十一条の十一第一項」を「法第三十三条の二において準用する地方自治法第二百四十三条の二第一項」に改める。

第八十九条を次のように改める。

（委託に係る支出事務の検査）

第八十九条 管理者は、総務課長をして、法第三十三条の二において準用する地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により指定公金事務取扱者に委託した支出の事務について、定期及び臨時に検査を行わせなければならない。

第二百四十九条の二中「第二十一条の十四第一項第一号」を「第二十一条の十三第一項第一号」に改める。

第四百九十九条の三第一項中「第二十一条の十四第一項第三号」を「第二十一条の十三第一項第三号」に改める。

第五百十一条中「準用される」を「準用する」に改め、「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

附則

この管理規程は、令和六年五月十七日から施行する。

令和六年五月十七日
発行

発行人
所

山口県
知事
庁